



## 廃棄に係る手続きについて

### 1 廃棄許可

火薬類の廃棄を行う場合は、都道府県知事の許可が必要です。

以下の書類が必要です。(提出部数：3部)

(1)火薬類廃棄許可申請書(規則様式)

(2)火薬類廃棄従事者名簿

(3)廃棄場所付近の見取図(地上で廃棄する場合には半径500m以内、海上の場合は半径10km以内とし、保安物件への距離を正確に記入すること。)

### 2 廃棄許可証記載事項変更届

廃棄許可証の記載事項に変更があった場合(住所、氏名又は名称(会社名の変更)、職業)は都道府県知事に届出が必要です。

以下の書類が必要です。(提出部数：2部)

(1)記載事項変更届(規則様式)

(2)変更を証する書面